

議案第5号

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日から同6年3月31日)

山梨県公共嘱託登記司法書士協会
理事長 望月計士

令和5年度の主な事業について

①まず第1に挙げるべきは、甲府地方法務局発注の長期相続登記等未了土地解消作業委託業務です。令和5年度も、この委託業務が入札に付されますが(入札時期は現時点では不明ですが、昨年度の5月中旬よりは遅くなりそうです)、当会においても入札に参加する予定です。落札できた場合は、これまで以上に効率的にこれをこなしていきたいと考えます。本総会后直ちに、管理業務を担当するチームを立ち上げて、具体的な業務遂行について準備を始めます。

②山梨県県有林課の相続登記支援業務については、引き続き契約締結の予定です。

③空家所有者調査業務については、笛吹市や甲府市のみならず、そのほかの市町村からも受託できるよう働きかけていきます。

④相談事業については、現在、山梨県との間で個別的な相談業務契約を締結する予定です。また身延町との継続的な相談業務も契約する予定です。

⑤甲府市、甲斐市、北杜市、南アルプス市、笛吹市、富士吉田市、身延町、市川三郷町及び道志村との間で「司法書士業務委託契約」の更新を行う予定です。また新たに山梨西部広域環境組合との間でも同契約を締結する予定です。

この契約は包括的な基本契約であります。契約締結市町村の各課担当部署ごとに当該担当業務に応じた具体的な事業委託を積極的に働きかけていきます(例えば税務課の固定資産担当に納税義務者に係る相続人調査業務など)。

⑥山梨県用地対策連絡協議会(山梨県の用地課が事務局)の研修会が6

月 26 日に開催予定であり、本協会のアピールのため今年も講師を派遣する予定です。

以上のうち、今後、力を入れたいのが④と⑤の事業であり、他の市町村やその他の公益団体とも契約できるように、具体的な提案をしながら、働きかけていきます。本来なら入札に付されるべき規模の業務委託でも公益的な事業を公正かつ適正に処理できる当協会ならば随意に契約しても良いという自治体もあるとのことですので、この声を励みにしていきたいと思えます。